

KPMG Japan e-Tax News

No.275 24 January 2023

税務情報

国税庁及び財務省からの公表情報

1. 国税庁 – 法人が保有する暗号資産に係る期末時価評価の取扱いを公表

国税庁は 2023 年 1 月 20 日、暗号資産に関する法人税法上の取扱いのうち、期末時価評価に係る以下の質疑応答事例を公表しました。

■ [法人が保有する暗号資産に係る期末時価評価の取扱いについて（情報）](#) (PDF 171KB)

(暗号資産に関する一般的な税務上の取扱いについては、2022 年 12 月に最終改定されている「[暗号資産に関する税務上の取扱いについて（情報）](#)」(PDF 760KB) に取りまとめられています。)

この質疑応答事例は、暗号資産に係る期末時価評価の取扱いを全 6 問の Q&A を通して説明するもので、たとえば以下の解説が行われています。

【問 1】 暗号資産の期末時価評価

現行法上、法人が事業年度終了時に有する暗号資産のうち、活発な市場が存在するものについては、期末時価評価の対象とされています。また、その期末時価評価の対象となる暗号資産を、自己の計算において有する場合には、その評価損益をその事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとされています。

2023 年度税制改正では、法人が事業年度終了時に有する暗号資産のうち時価評価により評価損益を計上するものの範囲から、自己が発行した暗号資産でその発行の時から継続して保有している等の一定の要件に該当する暗号資産を除外する等の見直しが行われる予定ですので、その改正内容が参考として記載されています。

【問 2】 期末時価評価の対象となる活発な市場が存在する暗号資産

活発な市場が存在する暗号資産の要件への該当性の判断について、たとえば以下ののような解説が行われています。

- ・ 活発な市場が存在する暗号資産に該当するかどうかは、保有する暗号資産の種類、その保有する暗号資産の過去の取引実績及びその保有する暗号資産が取引の対象とされている暗号資産取引所又は暗号資産販売所の状況等を勘案し、個々の暗号資産の実態に応じて判断することになる。

- この判断に際して、たとえば合理的な範囲内で入手できる売買価格等が暗号資産取引所又は暗号資産販売所ごとに著しく異なっていると認められる場合や、売手と買手の希望する価格差が著しく大きい場合には、通常、市場は活発ではないと判断されることになる。

【問3】DEXにおいて取引される暗号資産

自動マーケットメイカーによって現時点における暗号資産の交換比率が明らかにされ、その明らかにされた交換比率に基づき、随時、暗号資産の交換の取引が行われているようなDEX（中央に管理者のいない分散型取引所）は、市場の範囲に含まれると考えられるため、DEXにおいて取引される暗号資産が活発な市場が存在する暗号資産の要件に該当する場合には、期末時価評価の対象となる旨が解説されています。

【問4】ステーキングのためロックアップした暗号資産の期末時価評価

ステーキングによる報酬を得るために、ロックアップにより譲渡できない状態となっている暗号資産であっても、ロックアップ期間中にステーキング報酬を得ることができ、その保有する暗号資産の将来的な価格変動リスク等を負うことから、自己の計算においてその暗号資産を有するものと考えられるため、活発な市場が存在する暗号資産の要件に該当する場合には、期末時価評価の対象となる旨が解説されています。

【問5】貸付けをした暗号資産の期末時価評価

貸付けにより貸付期間が終了するまで譲渡できない暗号資産であっても、貸付期間中に使用料を得ることができ、その保有する暗号資産の将来的な価格変動リスク等を負うことから、自己の計算においてその暗号資産を有するものと考えられるため、活発な市場が存在する暗号資産の要件に該当する場合には、期末時価評価の対象となる旨が解説されています。

【問6】借入れをした暗号資産の期末時価評価

借入れをした暗号資産であっても、活発な市場が存在する暗号資産については、期末時価評価の対象となり得る一方で、返還を要する暗号資産の将来的な価格変動リスク等は負わないことに鑑みると、一般的には自己の計算においてその暗号資産を有するとはいえないため、その評価損益を益金の額又は損金の額に算入する必要はない旨が解説されています。

2023年度税制改正では、法人が暗号資産交換業者以外の者から借り入れた暗号資産を譲渡した場合において、その譲渡をした日の属する事業年度終了の時までにその暗号資産と種類を同じくする暗号資産の買戻しをしていないときは、その時においてその買戻しをしたものとみなして計算した損益相当額を計上する見直しが行われる予定ですので、その改正内容が参考として記載されています。

2. 財務省 – 2023 年度税制改正におけるインボイス制度の改正案に関する情報をお公表

2023 年度税制改正では、2023 年 10 月 1 日から開始される消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）の円滑な制度移行に向けて、以下の負担軽減措置が講じられる予定です。

(1) 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）

免税事業者からインボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、売上税額の 2 割を納税額とする措置

(2) 一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置（少額特例）

一定規模以下の事業者が行う 1 万円未満の課税仕入れについて、インボイス（適格請求書）の保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる措置

(3) 少額な返還インボイスの交付義務免除

1 万円未満の値引きや返品等について、返還インボイス（適格返還請求書）の交付義務を免除する措置

(4) 登録制度の見直しと手続の柔軟化

申請期限（2023 年 3 月 31 日）後に提出するインボイス発行事業者の登録申請書に記載が必要とされていた「期限までの申請が困難な事情」について、その「困難な事情」の記載を不要とする等の措置

財務省は 2022 年 12 月 23 日、インボイス制度に関する上記の改正案や 2022 年度補正予算で拡充された各種補助金の内容をまとめた [「インボイス制度の改正案について」](#) というページを同省のウェブサイトに開設しましたが、2023 年 1 月 20 日、このページに新たに以下のインボイス制度の改正案に関する情報を公表しました。

■ [インボイス制度の負担軽減措置\(案\)のよくある質問とその回答 \(PDF 809KB\)](#)

このよくある質問とその回答では、全 21 間の Q&A を通して、上記 4 つのインボイス制度の改正案の内容が解説されています。

2023 年度税制改正における暗号資産の評価方法等の改正及びインボイス制度の改正の概要は、2022 年 12 月 22 日発行の KPMG Japan Tax Newsletter [「2023 年度税制改正大綱」](#) をご参照ください。

KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

大名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル4F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

info tax@jp.kpmg.com
home.kpmg/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2023 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.